

総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	平成28年 6月 8日				
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室				
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委 員 長	加藤 弘己	
	閉 会	午前11時51分	委 員 長	加藤 弘己	
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○……………出席を示す ▲……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	
	加藤 弘己	○	馬場 衛	○	
	福永 桂子	○	吉田 建二	○	
	島田 正次	○	二橋 益良	○	
説明のため出席した者の職・氏名	紹 介 議 員	楠 浩幸			
	紹 介 議 員	荻野 利明			
	総 務 部 長	飯田 勝義			
	財 政 課 長	小林 勝美			
	課長代理兼財政係長	太田 英明			
	税 務 課 長	山本 光紀			
	市 民 税 係 長	尾崎 久光			
	収 納 係 長	内山 浩二			
職務のため出席した者の職・氏名	局 長	山本 一敏	係 長	村越 正代	書 記 三浦 梨紗
会議に付した事件	平成28年6月定例会付託 請願審査				
会議の経過	別 紙 の と お り				

総務経済委員会会議録

平成28年6月8日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

[午前10時00分 開会]

○馬場副委員長 おはようございます。本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、委員長、開会をお願いいたします。

○加藤委員長 皆さん、おはようございます。

梅雨に入りましたが、きょうは梅雨の晴れ間みたいなんですけれども、ちょっと蒸し暑いですね。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開催いたします。

本日は、一般の傍聴の方がいらっしゃいますので、その旨、報告をいたします。

なお、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しております。

本委員会に付託されました請願は、既に配付されております請願文書表のとおりでございますので、よろしく願います。

ただいまから請願の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。なお、会議録作成のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

では、請願の審査に入らせていただきます。

それでは、請願第2号「自動車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思えます。これに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○加藤委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定しました。

請願第2号の内容について、紹介議員の楠 浩幸君に趣旨説明を求めることにいたします。よろしく。

○楠委員 委員長。

○加藤委員長 はい、楠議員。

○楠議員 はい。楠でございます。きょうはよろしくお願いいたします。着座で説明させていただきます。

お手元に請願文書表があるかと思えますけれども、こちらのほうから少しお話をさせていただきながら、趣旨説明をさせていただきます。

3月30日に湖西自動車組合、そして、全日本自動車産業労働組合総連合会、静岡地方協議会との連名で、自動車関係諸税の抜本見直しについての意見書提出に関する請願書を議長、副議長に提出を行ったものでございます。

その経緯といたしまして、昨年より国は、地方創生を重要政策に掲げ、人口減少に歯どめをかけるべく、地方の活性化を図ろうとしておりますが、一方で、昨年4月に軽自動車税の税制改正が行われました。公共インフラが整備された都市部と比べて、湖西市など地方では移動手段を自動車に頼らざるを得ない、自動車は生活必需品であり、自動車を複数台所有している家庭も多く、自動車関係諸税は家計を圧迫しております。昨年の税制改正による平成27年度の自動車販売台数は減少しており、この税制改正による影響は否めなく、今年度に入っても、その影響を引きずっているところでございます。

今年度の湖西市の法人税収も計画どおり収納できるのか危惧するところでございます。このように、自動車産業の衰退は、地方からさらに人口流出の懸念がされているところでございます。

意見書の項目といたしましては、4点。少し説明をさせていただきます。

1点目は、車体課税及び燃料課税の「当分の間として措置される税率」を廃止することを検討すること。

車体課税のうち、新車購入時と車検時に支払う重量税は、本税に対して2倍の重課。燃料税、ガソリン税においても、1リットル当たり25円多く課税した暫定の税率が30年以上も続いております。これは、お手元の資料に色刷りのものが3ページ目のところについておりますけれども、今、1点目のところを説明させていただきました。

この資料の裏面を見ていただきますと、2点目。複雑な燃料課税を簡素化すること。

自動車税には9種類の税金が課せられております。とりわけ燃料課税につきましては、ガソリン税、石油石炭税、地球温暖化税に加えて消費税と、何げに私たちが支払っているガソリンには複雑な税金がかかっていることは余り知られていません。

3点目、タックスオンタックスを解消すること。

文字通り税金の上に税金がかかっているということでございます。資料にもございますように、給油の明細を見ていただきますと、ガソリン税にかかわる各種税金に対しても消費税がかかっていることがわかります。

最後に、4点目といたしまして、自動車税のグリーン化特例について、経年車への重課は再度検討し過大な負担とならないよう配慮をいただきたいとするものでございます。

さきにも申し上げたとおり、生活の足となっている自動車を大切に乘っているにもかかわらず、ガソリン車では13年を経過すると重課されております。

このようなことから、湖西市議会からも、国に対して自動車関係諸税の見直しに関する意見書の提出をお願いするものでございます。どうかこの趣旨に御理解を賜り、審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○加藤委員長 それでは、ただいまの趣旨説明に対して、質疑のある方、ございませんか。

島田委員。

○島田委員 楠議員に聞いていいのか。こういうことはわかりますけれども、湖西市に自動車産業が多いということで湖西市で出すわけ。ほかの市も出てきているわけ、たくさん。

それで、もう一つ。あと、こうやってやっていたら、ほかの財源をどうするの。そこまで考えてこういうのを出したのかなと思いますけれども、どうですか。

○加藤委員長 楠議員。

○楠議員 はい。2点お伺いしました。

1点目、ほかの自治体ではどのようになっているかということでございますが、浜松市におきましては、昨年9月の議会で意見書の提出を採択いただいているところでございます。西隣の豊橋市におきましても、もう既に2回、自動車関係諸税の見直しに対する意見書の提出を採択いただいているところでございます。三河地区におきましては、多くの自治体から、この意見書の採択をいただいているということです。

2点目、財源のお話になりますけれども、基本的には国のほうでお考えいただくところではございますが、税収というのは、基本的に、公平に税を徴収していただいて、公平に分配していただくことが大前提というふうにご考えております。

そんな中で、今回お願いをしている自動車関係の諸税につきましては、日本の自動車関係の諸税が高いということがまずございます。アメリカの34倍、ドイツの2.6倍にもなっているというようなことをまず申し添えていただいて、ここからは私的、「わたくしてき」の私的な御意見となりますけれども、消費税を1%上げれば2.2兆円程度の税収が見込まれると思いますね。この暫定税率を廃止した場合に、影響される額がマックスで1.5兆円くらいというふうにご計算をしております。ですので、1%消費税が上がれば十分におつりが来るよというようなことを、私的にはご存じだと思いますけれども、思っているところでございます。

これから日本はGDPを600兆円まで上げようというふうなお話でございます。製造業はその中の22%を占めていて、そのうち8.8%が自動車産業ですね。そういった意味も踏まえまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤委員長 島田委員。

○島田委員 わかりますけれども、それは国のこと、楠議員が言っているのは国のことで、湖西市はあんまり関係ないと思いますよ。

○加藤委員長 楠議員。

○楠議員 湖西市に影響がどうかというような御意見ですけれども、先日の5月16日の日経新聞によりますと、自動車産業に非常に期待がかかるような記事でございまして、経済波及効果の記事が載っておりました。自動車に関する経済波及効果が296.2というふうに記載がございまして。簡単に申し上げますと、100万円の乗用車を購入した場合には、300万円の経済波及効果があるよということなんです。

そんな中で、先ほども申し上げましたけれども、平成27年度の軽自動車の販売台数が17%減少している。これを数字にしますと38万台になります。この38万台が売れなかったということは、軽自動車1台100万円というふうに考えたときに、1台当たり300万円の経済効果が生まれてくることになるんです。これを換算しますと、1.1兆円の経済効果が失われたことになるというふうに考えられます。そういったことを踏まえましても、湖西市への影響は非常に大きいというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長 島田委員。どうぞ

○島田委員 それならそれで結構ですけれども、反対する意味じゃなくてね、楠議員、やたらこの嘆願書が多いもので、それで一言言いたくて言いました。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑のある方ございませんか。吉田委員。

○吉田委員 先ほど、楠議員のほうから他市の状況で浜松市と豊橋市の例を紹介いただいたですけれども、浜松市も豊橋市も、今回、要請のあるこの4項目については同じように採択されているのでしょうか。それとも、ある程度、これとこれはあるけれども、こちらの項目はないとか、そこら辺の状況、いかがでしょうか。

○加藤委員長 楠議員。

○楠議員 ほかの自治体の状況でございまして、全ての自治体でこの4項目が採択しているところでは実はございませんでして、3項目であったりするような自治体もあるというふうに認識をしております。

少しお時間いただいてもいいですか。

○加藤委員長 はい。

○楠委員 はい、委員長。

○加藤委員長 楠議員。

○楠議員 手元には浜松市の意見書がございまして、浜松市では昨年の9月、採択された意見書におきましては、3項目を採択されております。

最初は、提案は4項目だったんですけれども、3項目に絞られて意見書の提出をされております。そんな中で、暫定税率と、あとは、浜松市の場合は二輪の事業がございまして、そのうちの軽自動車税のうち原動機付の自転車及び二輪にかかっている税率について、四輪と同様に新車に限るというように見直すよというような特殊な文言も入っております。

あと、3点目には、自動車税のグリーン化特例について、私ども、今、御提案させていただいた4点目の項目が入っているということを踏まえますと、タックスオンタックスの部分と複雑な燃料課税の部分が浜松市においては入っていないというふうになります。

以上になります。

○加藤委員長 よろしいですか。吉田委員。

○吉田委員 豊橋市は4項目入っていると、こういうことですね。わからなきやわからないでも結構です。

○楠議員 済みません。豊橋市が採択しているところは承知をしているんですけれども、その内容については、今、手元に資料がございません。また追ってお知らせします。

以上です。

○吉田委員 了解しました。

○加藤委員長 では、ほかに。二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 趣旨は理解できるんですけれども、ちょっと細かい質問になるんですけれども、これは、本来消費者が、要するにこの負担分を負担しているという話なんだけれども、この事業者というのは受益者になるものですから、それで、いや、販売して利益を上げる、利益を得ている事業者だものですから、今ここで、自動車の組合がここに掲載されているんですけれども、そうした受益者側での請願の提出という後押しがあるわけなんですけれども、そこも一つ問題点があるかなと思いますけれども、もう一点ね、これは、自動車の販売事業者ばかりではなくて、主に石油販売も当然含まれるということなんですけれども、この石油販売のほうの事業者に対する、こういう請願の賛同というのはないんですか。

○加藤委員長 楠議員。

○楠議員 国に毎年陳情に伺っている団体の中に、私どもの全日本自動車産業労働組合総連合という団体もございませし、JAFというような団体も同じように国土交通省のほうに申し入れをしているところでございます。直接、燃料を取り扱う事業者が国のほうに意見書を出されているというところは、済みません、ちょっと私どもの資料が手元にないものですから回答ができません。

以上です。

○二橋委員 いい。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにいたしましても、当該者である石油販売のほうの事業者がここに参加していないというのは、何か理由があるんですか。

○加藤委員長 楠議員。

○楠議員 特に理由はなく、今回の請願の中では、私どもとおつき合いのある団体に賛同いただいたということで、とりわけ石油販売業者とのお話が、お声がけができていなかったということで、反省をしております。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 それともう一点、この請願の項目の中の一番最後の4番なんですけれども、これはもう、当然、このグリーン化の、要するに、一つの手段として、経年経過している車に対しては課税が多くなるというのは、これは、普通、当たり前の話なんだけれども、これを軽減するというのは、何か意味があるんですかね。

○加藤委員長 楠議員。

○楠議員 二橋委員御指摘の部分におきましては、先ほど御案内の自動車組合、販売整備事業に従事される組合のほうからは御指摘があったところでございます。やはり、13年という区切りで新車、新しい車に切りかえてもらえるいいタイミングだというふうには御指摘を受けましたが、さきにも申し上げているとおり、やはり地方における自動車の位置づけとして、生活の一部であると。市民の足となっている自動車に対して、軽減を図っていただきたいということを理解していただいた上で、御賛同いただいたこととさせていただきます。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 地球環境から申しますとね、やはり、そこは制限をする必要があるかなということで、この4番に関しては、ちょっと賛同しかねるというか、そんな考えを持っていますので、よろしくお願ひします。

○加藤委員長 ほかにございませんか。馬場委員。

○馬場委員 馬場ですけれども、趣旨は理解させていただきました。それで、やはりこの地方、我々、自動車業界の多いこの地域において、車社会とは切っても切れない部分があるのかなと思っています。ただ、今、言われたように、部分的に、この4項目、「あっ、そうかね」と言って全部丸ごとというのもちょっとね、先ほども言った燃料の関係とか、それこそ、私も古い車に乗っているんですけれども、ことし初めて余分に、この31日ですか、支払いましたですけれども、そういった部分もあるんですけれども、その辺のところについては、あくまでもこの4項目を何とかしたいということなのか、質問をさせていただきたいと思っておりますけれども。

○加藤委員長 楠議員。

○楠議員 やはりいろいろな立場で御意見があらうかと思えます。また、ここの部分におきましては、地域の皆さんの声も踏まえていただいて、委員会のほうで御審議いただければいいかなというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場委員 趣旨については十分理解させていただきました。わかりました。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかに質疑もないようですので、紹介議員の楠 浩幸君に対する質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○楠議員 ありがとうございました。よろしくをお願いします。

○加藤委員長 では、次に、意見のある方、御発言をお願いします。吉田委員。

○吉田委員 まず、1点目の暫定税率の廃止を検討することということですが、暫定税率で30年間来ているよと、こういうことを考えたときに、途中で、暫定じゃなくして、変更してもいいじゃなかったかなという感じは持ちます。ですけれども、現実を振り返ったときに、道路整備などの特定財源として活用されてきたということと、道路などが実際、現実として整備されてきた、この姿を見たときには、理解できる面も多いなと思えます。

したがって、今回は、この暫定税率を廃止することというよりも、もう暫定ということを見直して、新たな適正な税率に表記するとか、いずれにしても、この表記を検討すると、こういうようなことは必要ではないかなと、こんなふうに思います。

そういう意味で、ここら辺の表現をどうするかは、まだ検討する余地があるかなと私、思うですけれども、いずれにしても、暫定税率をずっと引きずってきたということは、何らかすっきりする表記に検討すると、こういうことでの賛意というですか、賛成的な意見を持っております。

あと、2項目、3項目、4項目とありますけれども、一つずつやっていきますか。全部意見を言ってしまうてよろしいですか。どうしますか。

○加藤委員長 どうぞ。

○吉田委員 いいですか。

では、2番目については、複雑な燃料課税を簡素化することを検討してみる。これもよいではないかなと考えます。簡素化するということは、わかりやすいということにつながりますので、納税者の理解を得ることは、税制の果たす、その成果を高めることにつながっていくじゃないかなというようなことで、簡素化について検討するということはよろしいかなと思います。

その次のタックスオンタックスの解消についてということ、結論から言って、私はちょっと賛同しかねる、理解しにくいと、このように考えています。

これは、ガソリンだけではなくして、ほかのいろいろな物品にも言えると思うですけれども、いわゆる原油にガソリン税が加算されて、それがガソリンの販売価格になる。これに消費税が加算されてきて一般に提供されている。こ

これは、もう自然の形だと思っわけですね。確かに、その価格の中にはガソリン税という税が入っているけれども、それも含んで価格になっている。ガソリン税の上に、またさらにガソリン税を加算となれば、これは問題であるけれども、ガソリン税と消費税とは税の種類が違し目的も違しと、こんなふうに思います。

そこで、私もお酒が好きですので、お酒も同じことが言えるじゃないかなと思っわけですが、お酒そのものに酒税を加えて、そして、製造会社の利益とか、そういうものを加算したものが価格となつて、その価格に消費税を加えたものが購入金額となると。こういうようなことからいくと、やはり同じことが言えるじゃないかなと、こんなふうに考えます。

特に、ガソリン税が非常に高いということですが、酒税なども、けさ、ちょっと持ってきたですが、1キロリットル当たり22万円の酒税がかかっていると。ビールも同じです。それで、あとは発泡酒は、その麦芽の比率によって、22万円から17万8,000円、13万4,000円と。その他、発泡酒以外の発泡性酒類は8万円まで下がるということで、約36%まで下がると。したがって、いわゆる発泡酒性の酒類は非常に人気が高いというの、こんなとも言えるわけですが、いずれにしても、こういうぐあいに、酒税を加算した金額と消費税とかけたものを我々は購入している。

こういうことでいくと、ほかの品物でも全部言えると思っわけです。あるいは、椅子を買うだとか、家具を買うだとかというときに、材木の原料を買ってきて、それに職人の工賃とかいろいろなものを加算して、そして、それが製品の価格になって消費税がかかる。そうすると、その材木はどうかという、材木は山林からこちらのほうに出荷してくるときには木材引取税もかかってくるし、そうすると、木材引取税だとか、そういうようなものがかかった上手に、また消費税がかかってくると、こういうことで、非常にそこら辺がややこしくなってくるということで、これは、そのとき、そのときの経済活動があれば、消費税とかそういうものがかかってくるということは、すごく当然の姿であつて、このタックスオンタックスという、この項目については、私は賛同しかねると、こういうことでございます。

それから、4番目の自動車税のグリーン化特例について。これについては、経年車への重課、いわゆる課税を深めるということについては、いろいろな考え方があつた。私は、こういうことは見直してもいいじゃないかなと思っわけしております。ただし、その場合には、いわゆるハイクリーンなこの環境を保つていこうということであるならば、排ガス測定を定期的に行うように義務づけをし、公設のそういう排ガス測定所を設けて、2年に一度だとか、1年に一遍は必ず測定を所有者は受けるんですよ。そして、その基準をオーバーした場合には、それだけペナルティーで少し上乗せの自動車税に加えて納めてもらうよとか、そういうようなシステムをつくっていけば、一生懸命整備をして長く利用している、そういう車の所有者は、それなりに地球も汚していないので税金も納めなくてもいいよと、そういうような重課税も少なくてもいいよと。幾ら5年、6年の車でも、整備とか管理が悪くて、そういうぐあいに大気はある程度汚していくというおそれのあるのは、やはり税金をそれだけ納めていただくというようなことでの、いわゆる制度の見直しとか研究というのは必要かなと、こう思っわけしております。

したがって、この4項目の項目については、ただ、経年車がそれだけ重く負担を課せるよというようなことは、やはり見直ししていく必要があるじゃないかなと思っわけします。そういう点で、これは、文言はどういうぐあいにするかということは非常に課題があつた、こんなふうに考えっわけしております。

以上、4点について、意見を述べさせていただきます。

○加藤委員長 ほかに意見のある方はございせんか。二橋委員。

○二橋委員 一応この1番、2番、3番、4番の項目の中での3番なんですけれども、このタックスオンタックスというのは、今、吉田委員が言われるように、燃料税に限らず、自動車税も当然そうなんだけれども、一つの価格になっているのは当然の話で、いずれにいたしましても、酒税もそうなんですけれども、そういう経過からたどると、こだけに限らず、全体的に見直す必要があるかなというように思っわけします。

それから、4番につきましては、一応世界的規模でいうと、CO₂の排出量というのは、今、国家間で売買ができ

るような状況をつくっているということでもありますので、この重課は当然の話だと私は思いますので、これについては、どうも项目的にそぐわないかなと思います。

以上です。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場委員 4項目について、それぞれ説明を受けたわけですが、私も今まで車は数台乗り継ぎして、過去の例から見ても、全体的な感じの中では理解できるところであります。ただ一部、そういった燃料関係のところとの協調した連携でこういった申請もされていると思うのですが、今回の中にちょっと出てこなかったのが残念かなと思うのですが、そういった意味では、やはりこの自動車関連事業の多いところの地域としては、市にとっては賛同できるかなと一応考えております。

以上です。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、ないようですので、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

よろしいですか。

これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号「自動車関係諸税の見直しについての意見書提出に関する請願」を採決いたします。

採決は項目ごとに区分して行います。

まず、第1項「車体課税及び、燃料課税の「当分の間として措置される税率」を廃止することを検討すること。」を採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手全員であります。よって、第1項は採択と決しました。

次に、第2項「複雑な燃料課税を簡素化すること。」を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手全員であります。よって、第2項は採択と決しました。

次に、第3項「タックスオンタックスを解消すること。」を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手少数であります。よって、第3項は不採択と決しました。

次に、第4項「自動車税のグリーン化特例について、経年車への重課は再度検討し過大な負担とならないよう配慮すること。」を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 挙手多数であります。よって、第4項は採択と決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は、10時45分とします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○加藤委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、請願第3号「所得税法第56条の廃止を求める……」

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 はい。

○吉田委員 発言をさせていただきたいと思います。

○加藤委員長 はい、どうぞ。

○吉田委員 先ほどの私の意見を述べましたときに、少し誤解が生じてはいけないなど、こんなことを思いまして、もう一度説明をし直させていただきます。

暫定税率で30年継続しているという中において、特定財源にというようなお話を申し上げましたけれども、かつてはガソリン税等については道路等の特定財源であったわけですが、途中、制度が変わって、一般財源として使われているというようなことがありましたものですから、その点のところ、ひとつ修正をさせていただきたいと思えます。

それから、最後の自動車税のグリーン化特例についての関係で、排ガス測定を定期的に云々ということで、今まで行っていないから排ガス測定やったらどうだというように受けとめられた感もあるというようなことを少し伺いましたので、そうじゃなくして、排ガス測定を定期的に、きめ細かくやって、その成果を重課、いわゆるペナルティーを課して、また、それは額をふやすほうに回したらどうだと、こういう意味でございますので、その点、補足して、説明させていただきます。

以上でございます。

○加藤委員長 それでは、改めて、請願第3号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思えます。これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○加藤委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定しました。

請願第3号の内容について、紹介議員の荻野利明君に趣旨説明を求めることといたします。

荻野議員、どうぞ。

○荻野議員 請願の説明をさせていただきます。

請願者につきましては、静岡県商工団体連合会婦人部協議会会長 川島文江さんからのものです。そして、紹介議員は、私、荻野利明。請願の内容ですけれども、「所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める請願」ということで出されています。

内容説明につきましては、本会議でもやっていますので、きょうは簡潔にして、その後、業者の方で、この請願について意見を述べたいという方をお連れしていますので、委員長の許可を得て発言をさせていただきたいというふうに思います。

今の日本の税制は、家族従業者の働き分、「自家労賃」ですね、これが認められていないと。所得税法第56条では、配偶者と、その親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないということで、御夫婦で働いていた場合、奥さんの給料は払えないと、こういう非常に差別的な、この法律というのは明治20年に制定されたそうです、その税制がいまだに残っていると。何十年になるのかな。非常に問題ある税制だということです。

それと、もう一点は、国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対して、「家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を求めるよう、所得税法の見直しを検討することを求める」という勧告もなされています。

こうしたことから、やはり、今の時代、一生懸命働いても、その人に給料を払えないと。非常に問題ある税制だということと言えます。ぜひこれをなくすために、湖西市議会として、この56条の廃止を求める意見書を上げていただきたいということです。

私の説明はこれで終わりました、あと、業者の方が意見を述べたいと言っていますので、委員長の許可を得て、発言をしていただきたいと思います。

お願いします。

○加藤委員長 いいですか。それはちょっとなかったので、暫時休憩して決めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時04分 再開

○加藤委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

荻野議員の趣旨説明について、質疑のある方はございませんか。福永委員。

○福永委員 この56条は、税に関してなので、全体的に見直していくという方向性かなとは思いますが、今ここで56条だけ取り上げて廃止を言われているんですけれども、ここのその趣旨とか意義をもう少し、ちょっと説明していただきたいというのと、ほかの自治体での様子、ちょっと今、聞きましたけれども、様子をもうちょっと参考として聞きたいです。

○加藤委員長 荻野議員。

○荻野議員 基本的にはここにも書かれています。そして、基本的に女性に対して給料を払えないと、こういう差別的な税制、これをなくしていただきたいと。ほかとは、もう関係なしでもね、これだけはおかしいじゃないかと。女性だからといって給料を払えない、こういうことは基本的に問題だと。

それと、先ほどの説明にもありましたように、世界の先進国でこうした税制が残っているということ自体が、もうこれは、先ほども言ったように、明治20年に制定された税制で、不当な税制が今も残っているということで、これは大至急廃止をしてほしいという意味です。

簡単ですけれども。

○加藤委員長 福永委員、どうぞ。

○福永委員 今、おっしゃったのは、基本的人権に基づいておっしゃっていると思うんですけれども、やはりこの56条の問題点として、そうしたら子育てや保育所を充実させなければならないとか、そういうもろもろのことはどうするんですかというのが入ってくると思うんですね。だからこそ、やはり部分的な問題ではなくて、トータルとして、もっと広いスタンスで考えていかなければならないと思うんですけれども。

○加藤委員長 ほかにございませんか。二橋委員。

○二橋委員 所得税法というのは、当然報酬を差し引くことができるということではありますが、ここで一つ問題点は、事業状況によって、もうそれぞれ違うということで、中には記帳ができないところもある。しかしながら、それを全て同一にするということは非常に不公平だということだという前提から始まっているんですね。

それで、いずれにしろ、平成26年から白色の簡易簿記ではあるけれども、記帳が必要だということで、当然それは記帳しないと、どういう内容かさっぱりわからないと。こういうことで記帳が必要になったということだけであって、青色申告のように、貸借対照表、あるいは損益計算書等々を添付して初めて、青色の場合には特別控除が65万円あるということなんですけれども、いずれにしろ、この同一家族、要するに家族での所得が全ての所得になっているという判断のもとに、単純に言うと、そこに寄与している方々は全て同一事業者だという判断があるということだものから、そのこの区別はしっかりつけておかなければいけないかなと思います。

これから、こちら側の要望になってしまうんですけれども、ぜひ白色ではなく、青色申告するように御指導願いたいというのがやまやまじゃないかなと思いますので、これについては、非常に大きな問題点があるなということで、

その辺の指導についてはどうなんですか。

○加藤委員長 荻野議員。

○荻野議員 2014年1月から、一応記帳はしなければならなくなったわけなんですけれども、この青色申告でも、記帳をすることによって、その家族とか配偶者に対して給料を払える、それだけだと思うんですね。この白色も同じように、これからは記帳しなければならなくなったわけですから、同じだと思うんですね。青色の記帳は、記帳するから給料を認めると。白色についても、これから記帳するわけですから、そういった意味では、同じように給料を認めてもいいんじゃないかなというふうに思います。

青色に変えろという話なんですけれども、実際問題、家族経営でやっていて、なかなか難しいなど。その辺は、委員長、ちょっと。委員長。

○加藤委員長 はい。

○荻野議員 説明してもらっていいですかね、休憩にして。指導と言われると、私も困っちゃうもんで。

○加藤委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

○加藤委員長 休憩を解いて会議を再開します。

○荻野議員 私として指導するとかしないかというのは、ちょっと答えかねますので。お願いします。

○二橋委員 まあまあ、それはそれで結構ですけども、例えばの話で、湖西市においては、商工会等々で青色指導して、要するに、事業者にもう明確な税の対応をいただいているというのが状況であって、先ほど言うように、事業状況によっては、今、荻野議員が言うように、とても記帳をするノウハウもないし時間もないということであれば、やはりその不公平さを、要するに是正するために、この白色申告があるということだものですから、逆説だよね。そこをちょっと質問して、終わります。

○加藤委員長 荻野議員、どうぞ。

○荻野議員 確かにそういった面、あるかもしれませんが、やはり一人の人間として、人格を持った人間として、記帳するかしないかで差別されるというのはおかしいんじゃないかなというふうに思うんですね。明治20年といえば、私はどんな時代か知りませんが、今の時代に、そういう個人の人権を損なうようなことが今も続いていると。それをやはりなくしたほうがよろしいということです。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 先ほどから、人権とか女性の問題等々言うけれども、これはあくまでも税法の問題だよね。税法の問題ですよ。だから、その税法において、公平性を保つためには、万やむなく白色申告というのがありますよと、こういうことだものから、その辺、ただ、人権とかというような話で進められちゃうと、税の存在がなくなっちゃうものから、そこは指摘して、とりあえず終わります。

○加藤委員長 ほかにございませんか。吉田委員。

○吉田委員 今、この資料を見させていただいて、いろいろ見ていると、記帳されている人が非常に多くなりましたよということで、記帳される人が多くなったということは、やはり経費を、経費というか、いろいろなもろもろのそういう費目を整理して、「あっ、これは税金を納めるときにはこうだ、ああだ」というように、しっかりと正しく申告していくということの一つの第一歩だと思うんですね。それをやりましょうということで、結局は、考えるその根本は青色申告が基本だよと。ただし、どうしてもなかなか整理することができないという人は、今までどおりの白色申告も認めていきますと。その場合には、細かく経費がしっかりと分類できないから、家族従業員は一体と捉えて、一つの事業体というか、そういうことで代表者の方が申告すると、こういうようなあれだもんで、とにかく青色申告

が基本だということで、青色申告にできるだけ持っていきこうというように努力していただく。

最初、今、明治云々と言われましたが、明治のときには、農業者が多かったり、いろいろ自由業というか、自営業の方が大勢いらっちゃって、なかなかそんな経理まで行くということができなかった、そういう時代から来ているのに、だんだん、だんだん、時代とともに皆さん方の形態も変わってきているものだから、そういう点で、いわゆる青色申告がもう基本であるというように持っていくようにして、これは、現実問題、56条は、もうほとんど無用の長物になっちゃったねというように持っていくほうが。いきなり廃止してしまうと、そここのところに一つの混乱というのが生じないかなと。こういうことで全部見てくれるだったら、まあ、今までどおり、どっちかという、井勘定じゃないですけども、大きなあれでやっていけばいいわということになってしまうと、せっかく記帳をして、「青色申告のようにしっかりして申告していきましょう、納税すべきものはちゃんと計算して納税しましょう」と、こういう趣旨が、今度、税法上、根底からちょっと崩れかけないということも危惧されるわけでもんね。そんなことを思います。

それと、もうあと一つは、今、二橋委員のほうからもお話がありましたけれども、女性軽視との説明があるけれども、女性の場合が多いとは思いますが、ですけども、例えば、美容師さんとか看護師さんとかいう方は、圧倒的に女性の方が主体になって経営なさっていて、むしろ、もう一方の配偶者の旦那さんとかそういう方は、運転手をやられたりとかいろいろやって、従でいけば従のほうの担当のほうを担っているというようなこともあり得るものですからね、余り女性軽視云々というように、そここのところに結びつけないほうがいいじゃないかなと思っておりますか、感じを持ちました。

以上でございます。あくまでも私の意見というか、感想でございます。

○加藤委員長 荻野議員、どうぞ。

○荻野議員 青か白かという話なんですけれども、やはり先ほども説明したように、いまだに40%近くの白があると。それが現実だということだと思うんですね。

あと、今、それこそ安倍さんが言っているように、女性に活躍をしてもらわなければいかんときだと。そういうときに、女性だからと、いまだにこういう税制が残っていると。

それと、国連の女性差別撤廃委員会からの勧告、こうしたこともありますので、私、決して女性がどうのこうのじゃなくて、現実の問題として、こういう勧告も受けているということで、何も女性の味方をするつもりはありませんので、そういうふうにご捉えていただきたいと思います。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかに質疑もないようですので、紹介議員の荻野利明君に対する質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○荻野議員 ありがとうございました。

○加藤委員長 では、次に、意見のある方は御発言願います。馬場委員。

○馬場委員 当局もせっかくお見えになっていますのであれですけども、この所得税法の第56条、撤廃した場合の市への影響とか、市民には余り直接は影響ないと思うんですけども、その辺のところについてはどのようにお考えですかね。

○加藤委員長 飯田部長、どうぞ。

○飯田総務部長 56条が改正になって廃止になった場合ですけども、専従者控除の金額が給与でどれだけ置きかわっていくかという、その額の試算というシミュレーションになりますので、その辺のところは不透明で、はっきりとしたデータというのが国はわからんところというのが正直なところなんです。そんなに大きく影響はないんじゃないかなというように思います。税制については、一番公平であるとか、そういうところの観点も必要じゃないかなというふうに思いますので、時代のその背景をうまく反映したものとか、これを改正した場合に公平性が崩れていくかど

うかとか、そういうところの論点も必要かなというように思います。

市への税収的な影響としては、よくわかりませんが、そんなに大きな影響はないんじゃないかなと感じるところです。

以上です。

○馬場委員 わかりました。

○加藤委員長 よろしいですか。

○馬場委員 いいです。

○加藤委員長 ほかに意見、ございませんか。

それでは、ないようですので、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。二橋委員。

○二橋委員 反対討論をいたします。

所得税法では、当然、報酬から差し引かれるわけでございますけれども、これは、事業所の状況によって、全てを同一化するというのは非常に難しい、あるいは不公正さを生じるということで、この青色申告という制度があるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、家族従業者は、その一つの、一体の、要するに所得だというふう考えられるものですから、ぜひ、これからこの青色申告に御指導願うほうがベターかなと思ひまして、今のこの請願に対しましては反対とさせていただきます。

○加藤委員長 ほかに討論はございませんか。吉田委員。

○吉田委員 私もほぼ同様な意見でございます。先ほども意見の中で申し上げましたように、青色申告をまず基本と考えるということが非常に大事じゃないかなということを痛切に思います。

それから、資料をいただきました。全国の自治体でもって意見書の採択になっている団体もあるよということで、この一覧表を見たわけですが、やはり全体のあれからいくと、まだまだ数は少ないなと、こんな感じがします。なぜ少ないのかと、こう私、推測するわけですが、やはり税制の基本的なことにかかわることですので、まず、私自身も、もう少し深く勉強をして、そして、採択するなら採択するように持っていきたいなと。ですから、もう少しまだ勉強する時間も欲しいと、こういうようなことも感じまして、今回は、これについての賛同はしかねると、こういうように意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○加藤委員長 馬場委員。

○馬場委員 私も、できれば、今、吉田委員が言われたように、時間を置いて、もうちょっと勉強していきたいというのが本音でございます。あくまでも、やはり国の税法であって、我々の部分では、地方自治で、自治体で意見を上げるのもいかなものか。ただし、いろいろな部分で、こういった御意見が出てくるとのこと自体は承知しておりますので。ただ、今回の採択するについては、ちょっと私自体も勉強不足のところもありますので、さらに勉強した中で検討していきたいというのが私の本音でございますので、今回の採択については、見送りさせていただきたいと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかに。福永委員。

○福永委員 賛成討論をいたします。

確かに、これは薄い提案になってしまうと思うんですね。それは、理由はもちろん全体の見直しというところにあるんですけども、それでも、国連の女性差別撤廃委員会からの勧告とか、世界の動向を見ていくと、やはり、それについていかなければならない。女性の社会進出にもつながりますし、また、家庭内での家族従業者や女性の地位向上ということは、農業の分野では大変大きな比率を占めております。農業では40%以上が女性従業者となっておりますし、そのようなことも含めて考えて比率を考えていきますと、これは、意見書提出なので、こういう意見書が提出さ

れて、話題となって、また考えていってもらえるということにおいて、いいことではないかなと思っています。

どちらにしろ、税制関係については議会でいろいろ言えることではないので、意見書として提出することには賛成といたします。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第3号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」を採決いたします。

国に対して所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出することを採択することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○加藤委員長 挙手少数であります。よって、請願第3号は不採択と決しました。

ただいまより、湖西市議会会議規則第138条第1項に基づき、請願の審査報告にて報告する意見案を作成するために、暫時休憩といたします。

45分まで休憩をしたいと思います。

午前11時26分 休憩

午前11時46分 再開

○加藤委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、まず、お手元に配付してあります請願第2号への意見案について、議会事務局から報告を申し上げます。

○事務局 事務局です。

それでは、お手元の請願審査報告書、まず、受理番号2番のほうから、委員会の意見欄を朗読させていただきます。採択すべきものとする意見。

自動車関連産業が多い当市では賛同できる。排ガス測定をさらにきめ細やかに行うなど、環境へ配慮した制度をあわせて整えた上で、経年車への重課を見直すことには賛同する。

不採択とすべきものとする意見。

燃料だけに限らず、どの税目についてもタックスオンタックスは存在しており、あわせて見直しをしていくことが必要。環境保護の面から見れば、経年車への重課は当然である。

以上でございます。

○加藤委員長 お諮りいたします。請願第2号に対する本委員会の意見を意見案のとおりとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

続いて、請願第3号への意見案について、議会事務局から御報告申し上げます。

○事務局 事務局です。

それでは、引き続き、請願第3号の請願審査報告書、委員会の意見欄を朗読させていただきます。

採択すべきものとする意見。

国連の勧告や世界の動向には従っていくべき。女性の地位向上などからの面からもこのような意見を国に届けることは賛同できる。

不採択とすべきものとする意見。

税負担の公平性からは、青色申告を進めていくことのほうが重要である。

以上でございます。

○加藤委員長 お諮りいたします。請願第3号に対する本委員会の意見を意見案のとおりとすることに御異議ござい

ませんか。

[意見を述べる者あり]

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 家族従業者というのを女性の地位向上の前に入れるのはどうでしょう。そのような意見を私、言わなかったですか。

○加藤委員長 女性の地位向上などからの前に。

○福永委員 なども入りますか。家族従業者、女性だけではないんですよね、これはね。

○加藤委員長 じゃあ、福永委員、もう一遍ずつと言ってみて、最初から、これを。

○福永委員 「従っていくべき。」というところで、家族従業者や女性の地位向上とはどうでしょう。

○加藤委員長 じゃあ、事務局、もう一度朗読をお願いします。

○事務局 それでは、今、御意見をいただきました文言をつけ加えたものをもう一度朗読させていただきます。

国連の勧告や世界の動向には従っていくべき。家族従業者や女性の地位向上などからの面からもこのような意見を国に届けることは賛同できる。

以上でございます。

○加藤委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○加藤委員長 よろしいですね。

それでは、今、訂正した文面で異議なしということを認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたしました。

以上で、総務経済委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

[午前11時51分 閉会]

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 加藤 弘己